

**令和 8 年度宮城県建設産業入職促進支援動画制作・広報業務
企画提案募集要領**

1 募集事項

(1) 案件名

令和 8 年度宮城県建設産業入職促進支援動画制作・広報業務

(2) 事業目的

第 4 期みやぎ建設産業振興プランに掲げる基本目標の 1 つである「担い手の確保・育成」に向けた施策として、若年世代の新規入職を促進するための戦略的広報を推進することとしている。本業務は、かかる取組の一環として、過年度制作した建設産業入職促進支援動画コンテンツの広報啓発を行い、建設産業従事者の技能、就業状況、社会的役割等について小学生から高校生を中心とする若年世代及びその保護者世代の理解を深め、入職促進の一助としようとするもの。

(3) 業務内容

「令和 8 年度宮城県建設産業入職促進支援動画制作・広報業務企画提案に係る仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 1 9 日 (金) まで

(5) 事業費 (委託上限額)

1, 9 8 0, 0 0 0 円 (うち消費税及び地方消費税の額 1 8 0, 0 0 0 円)

(6) 実施場所

宮城県内一円

(7) その他

業務実施上の条件及び成果品は、仕様書に定めるとおりとする。

具体的な実施方法、工程その他必要な事項について、県と受注者が協議の上、進めるものとする。

2 応募資格

この企画提案に参加を申し込む者 (以下「企画提案者」という。) は、次の全ての資格・要件に該当する者でなければならない。

(1) 日本国内に事業所を有する法人であって、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての税目を滞納していない者。

(2) 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程 (平成 9 年宮城県告示第 1 2 7 5 号) 第 4 条第 2 項の規定に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿 (以下「登録簿」という。) に登録された者であること。

(3) 宮城県内に活動拠点 (本社又は営業所等) を有し、委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てをしている者又は破産手続開始の申立てがされていない者（同法第 30 条第 1 項に規定する破産手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (8) この業務の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和 6 年 4 月 1 日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (9) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- (10) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律）第 194 号第 3 条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (11) 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律）第 126 号第 2 条の規定によるもの）に該当しない者であること。

3 スケジュール

- (1) 企画提案募集に係る公告…………… 令和 8 年 7 月 24 日（金）
- (2) 業務に係る質問受付… 公告日から令和 8 年 7 月 31 日（金）午後 4 時まで
- (3) 質問回答期限…………… 令和 8 年 8 月 7 日（金）
- (4) 企画提案参加の申込期限…………… 令和 8 年 8 月 21 日（金）午後 5 時
- (5) 企画提案書類の提出期限…………… 令和 8 年 8 月 28 日（金）午後 5 時
- (6) 企画提案に関する選定委員会の開催…………… 令和 8 年 9 月 10 日（木）
- (7) 選定結果の通知及び公表…………… 令和 8 年 9 月中旬予定
- (8) 契約締結…………… 令和 8 年 9 月下旬予定
- (9) 業務完了（委託契約履行期限）…………… 令和 9 年 3 月 19 日（金）

4 応募手続

- (1) 質問の受付
 - ア 受付期限 令和 8 年 7 月 31 日（金）午後 4 時まで（必着）
 - イ 質問先 宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班
 - ウ 質問方法 電子申請により提出すること。電話、ファクシミリ、直接の来庁、受付期限を過ぎて送信された質問は一切受け付けない。

フォーム名：【宮城県事業管理課】「宮城県建設産業入職促進支援動画制作・広報業務」企画提案に係る質問フォーム

URL：https://logoform.jp/form/GQGB/1646843

エ回答方法 令和8年8月7日（金）までに、宮城県土木部事業管理課のホームページに掲載する。企画提案者は必ず全ての質問・回答を確認すること。
なお、質問の内容によっては回答しない場合もある。

（2）企画提案への参加申込み

ア 申込期限 令和8年8月21日（金）午後5時まで（必着）

イ 申込方法 電子申請により申込すること。

フォーム名：【宮城県事業管理課】「宮城県建設産業入職促進支援動画制作・広報業務」企画提案参加申込フォーム

URL：https://logoform.jp/form/GQGB/1645699

ウ 留意事項 参加申込を行わなかった者から提出された企画提案は受け付けないため、必ず参加申込を行うこと。

（3）企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和8年8月28日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出先 宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班
メールアドレス：d-kensetu@pref.miyagi.lg.jp

ウ 提出方法 電子メールのみ

エ 提出書類 以下の書類を全てPDFデータにより上記提出先へ提出すること。なお、提出書類は、選定委員会におけるプレゼンテーションを20分以内で実施できる内容及び分量とすること。

①企画提案提出書（別紙様式第1号）

②同種・類似業務の実績（任意様式）

③企画・構成案（A4判）

※提案内容を効果的に説明するため、動画サンプル等の参考資料を添付することができる。

※建設業カード及びノベルティグッズに関する提案にあたっては、成果品をイメージできるような絵コンテなどのデザイン案を提出すること。

④事業経費見積書

※別紙様式第2号「事業経費見積書」を用いて作成する。A4判片面印刷とし、仕様書の項目ごとに単価、数量、金額を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。

※本見積書は、企画等の比較をする際の参考にするものであり、契約締結の際は再度見積書の提出を求める。

⑤実施体制及び業務スケジュール（任意様式）

（3）留意事項

- ア この企画提案のために要する全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書の著作権は、宮城県に帰属する。ただし、本プロポーザルに関する公表及びその他県が必要と認める場合には、当該企画提案書が無償で利用できるものとする。
- ウ 企画提案書等について、提出後の差替え、変更、取消及び再提出は認めない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書等について取り下げる場合は、速やかに別紙様式第3号「取下願」を提出すること。
- オ 提出された企画提案書等の内容について、選定委員会に先立ち事務局から説明を求める場合がある。
- カ 書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものに限る。
- キ 企画提案書類の作成及び提出等に係る一切の経費は、各提案者の負担とする。

5 評価・選定方法

県が設置する選定委員会において、提出書類、プレゼンテーション及びその質疑応答の総合評価により評価を行う。

各委員が評価点の高い順に企画提案者へ順位を付し、その順位の合計が最も小さい企画提案者を第1位とする。

なお、順位の合計が同点となった場合は、次の順に順位を決定するものとする。

- (1) 第1位と評価した委員数が多い企画提案者を上位とする。
- (2) 前号においても同数である場合は、各委員の評価点の総合計が高い企画提案者を上位とする。
- (3) 前号においても同点である場合は、委員長の評価点が高い企画提案者を上位とし、委託候補者として選定する。

なお、企画提案者が多数の場合は、あらかじめ提出書類による予備審査を行い、上位5者程度を選抜し提出書類及びプレゼンテーションによる本審査を行う。

プレゼンテーションについて

日時（予定） 令和8年9月10日（木） 午前9時から正午まで

場所（予定） 宮城県行政庁舎又は宮城県自治会館

※日時及び場所の詳細については、別途企画提案者に連絡する。

実施方法

- ・ 出席者は、企画提案者1者につき3人以内とする。

- ・ 企画提案者 1 者当たりの持ち時間は 20 分以内（説明 10 分以内、質疑応答 10 分以内）とする。
- ・ 事前に提出された企画提案書を用いてプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布や資料の差し替え等は認めない。
- ・ プレゼンテーションの際にサンプル動画の使用を希望する場合は、企画提案書類提出時に担当職員に申し出、SDカード又は指定のストレージサービス（Sendfile）により動画ファイルを提出すること。映写機材は事務局が準備する。
- ・ プレゼンテーションに当たっては、下記評価項目及び評価の観点に対応した説明を行い、提案内容及びその効果が具体的に理解できるよう留意すること。

6 評価項目・配点

評価項目・配点は下表のとおりとする。

評価項目	評価の観点	配点
1. 業務実施方針等	・ 事業の趣旨及び目的を十分に理解し、その内容が提案に反映されているか。 ・ 業務内容及び訴求対象を踏まえた、具体的かつ適切な成果目標が設定されているか。 ・ 成果目標の達成状況を適切に検証・分析し、今後の広報活動への活用が期待できる内容となっているか。	10
2. オリジナルマスコットキャラクターのデザイン・設定等	・ 小学生から大人まで幅広い層に親しまれるデザインか。 ・ 建設業を想起させる要素が適切に盛り込まれているか。 ・ ナビゲーターとして動画内容を効果的に伝えられるものであるか。 ・ 表情や動作パターンが豊富で、今後の活用も期待できるものであるか。	15
3. 建設業概要説明動画の企画内容	・ 小学生及び中学生にも理解しやすい内容及び構成となっているか。 ・ 建設業の概要や魅力が分かりやすく伝わる内容か。 ・ SNS 等での発信を踏まえた効果的な動画構成となっているか。 ・ イラスト、ナレーション及び字幕を効果的に活用したもののか。	15
4. 振興支援事業紹介動画の企画内容	・ 建設業振興支援事業の内容及び魅力が効果的に伝わる構成となっているか。 ・ 短時間で視聴者の関心を引き付ける動画内容・構成となっているか。 ・ SNS 等での発信を踏まえた効果的な演出及び編集が提案されているか。	15

5. SNS 広報	・ターゲット層の特性を踏まえた効果的な SNS 媒体及び広告配信時期が提案されているか。 ・広報の手段等について、受注者の知識、技術及び経験を活かした独自性のある提案となっているか。 ・提案内容に実現性及び広報効果が期待できるか。	10
6. 建設業カードの 企画内容・デザイン	・建設業 29 業種の魅力や仕事内容が分かりやすく表現されているか。 ・カードとしての話題性及び収集性が確保されているか。 ・今後の追加制作及びシリーズ展開を見据えた企画となっているか。	15
7. ノベルティ グッズの企画 内容	・マスコットキャラクターを効果的に活用したデザインとなっているか。 ・日常的に使用しやすく、継続的な広報効果が期待できるグッズとなっているか。	10
8. 業務遂行能力	・提案内容を確実に実施できる業務実施体制及びスケジュールとなっているか。 ・本業務を適切に遂行するための実績及びノウハウを有しているか。	10
合計		100

各評価項目については、AからEまでの5段階で評価を行い、各評価に応じた係数を各評価項目の配点に乗じて得点を算出するものとする。

評価	A 特に優れている	B 優れている	C 適当である	D やや適当でない	E 適当でない
係数	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

参考：

配点	A	B	C	D	E
15	15	12	9	6	3
10	10	8	6	4	2

7 失格事由

次の要件に該当したときは、失格とする。

- (1) 2の応募資格に違反した場合
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合
- (3) 既発表済の内容と酷似した提案をした場合
- (4) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

- (5) 同一の企画提案者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (6) 企画提案書提出後、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に規定する資格制限を受けた場合
- (7) 企画提案書提出後、宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に該当すると認められた場合
- (8) 企画提案者が故意に選定委員会委員に接触した場合
- (9) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案をした場合
- (10) その他公正な企画提案の執行を妨げたと認められる場合

8 企画提案者が1者又は企画提案者がいない場合の取扱い

企画提案者が1者の場合も選定委員会の委員全員による審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、委託候補者として決定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合は又は企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。

9 選定・非選定結果の通知方法

選定結果については、後日、プレゼンテーション審査に参加した全ての企画提案者に対し、文書で通知する。

なお、審査・選定結果及び講評等に関する質問には応じない。

10 選定結果の公表方法

審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点等を公表する。ただし、選定された委託候補者以外の者の評価点は特定できないよう配慮する。

11 提出関係書類の様式

様式第1号：企画提案提出書

様式第2号：事業経費見積書

様式第3号：取下願 ※企画提案を取り下げる場合に提出

12 その他必要な事項

(1) 委託候補者選定後の手続

ア 受注者の決定

選定委員会において決定した委託候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結するため、優先交渉者から見積書を徴収する。見積価格が予定価格の範囲内である場合をもって当該委託候補者を受注者に決定し、契約を締結する。ただし、特別な理由により優先交渉者と契約締結ができない場合は、順位が上位の者から順

に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した企画提案者を受注者とする。

イ 契約書の作成

県と受注者で協議の上、契約書を作成する。

ウ その他契約に関する事項

- (ア) 県は、業務の委託に際して、選定された企画提案書等の内容をもとに、別紙「仕様書」の記載事項を追記、変更又は削除することができる。
- (イ) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、本業務による成果品が第三者の知的財産権を侵害することがないように、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。
- (ウ) 本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、事業の目的を推進するための二次的な利用も可能となるように対応すること。
- (エ) 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (オ) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年宮城県条例第 7 2 号）を遵守しなければならない。

(2) その他

提出された企画提案書等は、情報公開条例（平成 1 1 年宮城県条例第 1 0 号）その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。